

別表二

「同族会社等の判定に関する明細書」

記載要領
はこちら



「期末現在の議決権の総数4」、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」、「議決権の数による判定6」、「(22)の上位1順位の議決権の数13」、「議決権の数による判定14」、「議決権の数20」及び「議決権の数22」

次の場合に応じ、それぞれ次によります。

- (1) 種類株式を発行していない場合(2)の場合を除きます。)記載する必要はありません。
- (2) 株主等のうちに議決権行使することができない株主等がいる場合

その株主等が有するその議決権(以下この別表の留意点において「行使不可能議決権」といいます。)の数を記載する必要があります。この場合において、「4」の本書にはその行使不可能議決権の数を含む議決権の総数を、「4」の内書にはその行使不可能議決権の数を、それぞれ記載し、「6」及び「14」の各欄は、「4」で内書きした数を分母の数から控除して計算します。

「判定基準となる株主(社員)及び同族関係者」の各欄

- ・ その会社の株主(又は社員)の1人及びその同族関係者(「株主グループ」といいます。)の所有する株式数又は出資の金額の合計が最も多いうものから順次記載しますが、「その他の株主等」の「株式数又は出資の金額21」又は「議決権の数22」に記載された株主グループが3つになったときは、その他の株主グループについては記載する必要はありません。
- ・ その会社が自己の株式又は出資を有する場合のその会社は判定基準となる株主(社員)に含まれません。
- ・ 筆頭株主が非同族会社である場合にも1グループとして記載します。

「被支配会社でない法人株主等」の各欄

「判定基準となる株主(社員)及び同族関係者」に記載された株主(又は社員)が非同族会社である場合又は特定同族会社に該当しない同族会社である場合(被支配会社に該当し、かつ、資本金の額又は出資金の額が1億円以下であること及び清算中であることにより特定同族会社に該当しないこととされる場合を除きます。)に、その株主(又は社員)が所有する株式数又は出資の金額等を記載します。

「期末現在の発行済株式の総数又は出資の総額1」

「1」の本書には、その自己の株式の数又は出資の金額を含む発行済株式の総数又は出資の総額を記載することになりますので、ご注意ください。

同族会社の 期末現在の発行済株式の総数 又は出資の総額	1	2(1)の上位3順位の 株式数又は出資の金額 による判定	11
同族会社の 2(2)の上位3順位の 株式数又は出資の金額 による判定	2	2(2)の上位1順位の 株式数又は出資の金額 による判定	12
同族会社の 2(3)の上位1順位の 議決権の数による判定	3	2(4)の上位1順位の 議決権の数による判定	13
同族会社の 議決権の総数 内	4	同族会社の 議決権の数による判定	14
同族会社の 2(5)の上位3順位の 議決権の数による判定	5	2(6)の社員の1人及びその同族関 係者の合計人数のうち最も多い数	15
同族会社の 2(7)の社員の数による判定	6	2(8)の社員の数による判定	16
同族会社の 2(9)の同族会社の 判定割合	7	2(10)の社員の1人及びその同族関 係者の合計人数のうち最も高い割合	17
同族会社の 2(11)の判定割合	8	2(12)の社員の数による判定	18
同族会社の 2(13)の判定割合	9	2(14)の社員の数による判定	19
同族会社の 2(15)の判定割合	10	2(16)の社員の数による判定	20
同族会社の 2(17)の判定割合	11	2(18)の社員の数による判定	21
同族会社の 2(19)の判定割合	12	2(20)の社員の数による判定	22

【チェックポイント】

同族判定株主の同族
関係者である法人の持
株を除外して同非判定
を行っていませんか。

「特定同族会社の判定」 の各欄

特定同族会社の判定に
ついては、「中小企業者
の判定等フロー」(P2)を
ご参照ください。

判定基準となる株主等の 株式数又は出資の金額等		判定基準となる株主(社員)及び同族関係者	
順位	株式数又は出資の金額等 による判定	株式数又は出資の金額等 による判定	株式数又は出資の金額等 による判定
株式 数等	株式数等 による判定	株式数等 による判定	株式数等 による判定
住所又は所在 地	住所又は所在 地による判定	住所又は所在 地による判定	住所又は所在 地による判定
氏名又は法人名	氏名又は法人名 による判定	氏名又は法人名 による判定	氏名又は法人名 による判定
本 人	本 人による判定	本 人による判定	本 人による判定

「議決権の数20」及び「議決権の数22」の各欄

- ・ 行使不可能議決権の数を控除して記載します。
- ・ 個人又は法人との間でその個人又は法人の意思と同一の内容の議決権行使することに同意している者が有する議決権(「同意議決権」といいます。)について、令第4条第6項(《同族関係者の範囲》又は第139条の7第6項(《被支配会社の範囲》)の規定の適用がある場合には、次の区分に応じて、それぞれ次により記載します。

- (1) 同意議決権を有する者
「議決権の数」に、その同意議決権の数を△印を付けて外書として「外同意△××」のように記載します。
 - (2) 同意を受けている者
「議決権の数」に、その同意議決権の数を外書として「外同意××」のように記載します。
- ・ 上記(2)で外書きした同意議決権の数については、「(20)と(22)の上位3順位の議決権の数5」又は「(22)の上位1順位の議決権の数13」への株主グループが有する「議決権の数」の移記に当たっては、本書に加算した上で記載します。